



特定非営利活動法人

みどり兵庫通信

第10号 平成28年9月15日発行

〒662-0074 西宮市石劔町19番13号

総合相談支援センター3階

TEL: 0798-78-2537 FAX: 0798-78-2538

Email: npo-midori@siren.ocn.ne.jp

HP: <http://midorihyogo.jimdo.com>



親なき後を見据えて

特定非営利活動法人みどり兵庫理事

小山京子

親も子も高齢化が進んでいく中で親として一日でも長生きしてほしい、しかし、この子を残して死ねないとい心が揺れ動いています。この子を残しての思いに心が揺らぐ中でこれまでを振り返ってみるとき、可愛くて夢中になって子どものゆっくりの成長を見守ってきた年月は、苦悩から成長の日々であったと思います。それは我が子から教えられ、また多くの皆様に支えられての日々でした。そして今日があるのも、守る会の重症児者の命を守る運動があつてこそと身近で活動の様子を知るにつけ、その確かさを実感するようになりました。守る会との出会いにより多くのことを学ばせて頂きました。人は当たり前のようにあるものに慣れやすく、時にその大切さを忘れてしまいがちですが、私たち親は、真にわが子の幸せを願って社会の共感を得られるような日々の行動と感謝の姿勢を忘れないようにしたいものです。そして、今現実を目をうつす時、ここ数年に亘る制度改革は、重症児者をはじめ弱い立場の人々を守ることの難しさを私たちに突き付けているように思います。重症児者にとって、環境の変化は命にかかわります。法律や制度が変わることはやむを得ないとしても、命にかかわるような変化があつてはなりません。様々な障害を持つ人たちが生きていくにはどんな支えが必要か、それを実現するにはどのような努力が必要かを一人一人が真剣に考えなければなりません。今、重症児者にとって最も必要で守らなければならないことは、児者一貫制度の存続です。児者一貫制度は、重症児者にとって生きていくための命綱です。親として今何が出来るかをずっと考えながら生活していくべきだと思います。そして、守る会の出会いと同じくみどり兵庫との出会いを大切にしたいと強く思います。

こやま きょうこ

社会福祉法人尼崎武庫川園理事長

社会福祉法人全国重症心身障害児・者を守る会理事

全国重症心身障害児・者を守る会理事

全国重症心身障害児・者を守る会近畿ブロック長

兵庫県重症心身障害児・者を守る会会長

西宮すなご医療福祉センター保護者会会長



後見活動報告

Yさんの身上監護をお受けして

後見従事者 社会福祉士 片上悦子

この4月よりYさんの身上監護を担当させていただいています片上です。

Yさんは多くの時間ベッド上で生活されている方です。「色白で、眼は大きく、歯はとても手入れが行き届き、笑顔がとても素敵な人」というのが最初の印象でした。

被後見人Yさんを理解するところから身上監護は始まると思います。入所しているYさんを毎週訪問し、ベッドサイドでの声かけやスキンシップ、担当職員の方からお聞きする体調など、感じ取れるものを積み重ねています。

先日のカンファレンスの中では家族さんの愛を受けながら大切に育てられた方だと、義叔母様の話から感じとれました。

9月の初めに予定されていた外出は延期になりましたが、これまでも5Fでの髪カット、部屋から移動してフロアで、また卒業生のつどい、ベランダで外気に触れながら写真も撮って頂きました。その時々表情と動き、卒業生のつどいでは元担当された先生たちの声かけに笑顔、満面ほほえみを持って応えられていました。

みどり兵庫の目指す成年後見支援に沿っての指導・援助のもと、知識と感性を磨きながら信頼される後見人に、そして多くの方々との出会いの中で成長できればと思っています。

(後見人であり運営委員でもあるベテランの市川さんには、当初から雑談も交えながらたくさんのお話を毎回教えて頂いています。)



Aさんとのふれあい

後見従事者 社会福祉士 代喜 操

Aさんの身上監護を担当して1年半近くになります。

Aさんは、喫茶店に行くのが大好きなようです。

おやつタイムをAさんと過ごそうと仁川駅前のケーキ店の2階のカフェに行き、Aさんも窓下の通りの人々の行き交いと電車の発着を興味深く眺める等、お店の雰囲気を楽しまれた様子でした。

2回目は、少し離れた「ピーターラビットとお花のカフェ」です。仁川の流が見える2階ですが、Aさんはしっかりと上がって行かれます。可愛いピーターラビットがガラスの向こうに飼われていて、小柄なAさんはちょっと見えにくい様子なのでお尻の下から抱え上げると動きがよく見えたようです。お店の人も餌を与えたりしてAさんを楽しませてくれました。

今年の夏祭りでは、会場のホール入り口でAさんは待っておられました。私を見ると椅子がないので、さっと立って自分の椅子をすすめてくれました。私がホールの奥に椅子があるのを見つけ、走って行って椅子を抱えて振り向くとすぐ後ろにAさんが立っておられました。Aさんもきっと速足で追っかけてきたのでしょう。そして、私の抱えた椅子に手を添えて2人で運んでいるような感じで入口まで歩きました。去年は、2人で踊りの輪の中に入っていました。何故か今年は動こうとされませんでした。せっかくの踊りだからとAさんの両手を持って上半身だけでもと踊りに参加しました。翌週お会いすると、Aさんは車椅子でした。きっと盆踊りの時も足が痛かったのですね。その後は車椅子で園庭の中の散歩も加えながら、ゆっくりとした時間を楽しんでいます。

「認定 NPO 法人」資格基準の取得に向けて(上)

NPO 法人みどり兵庫の平成 28 年度の事業計画では、「認定 NPO 法人」資格の諸基準取得に向けて、会員形態の見直し、会員拡大、寄付金募金の取り組み強化、定款の変更の検討を進めることとしています。

NPO 法人制度は、様々な社会貢献活動を行う団体に対して法人格を付与し、市民が行う社会貢献活動の発展を促進することを目的に作られた制度です。このような活動が市民や企業からの寄付によってさらに支援されることを目的に「認定 NPO 法人」制度が作られました。「認定 NPO 法人」は、運営組織や事業活動が適正であって公益の増進に寄与するとともに一定の基準に適合した法人になることができます。「認定 NPO 法人」になると、その法人に寄付をした市民や企業等の寄付者が、税制上優遇され、「認定 NPO 法人」自身の法人税も優遇されます。

又、「認定 NPO 法人」になるためには、法令等を遵守し、適正な組織運営と適正な経理処理や情報の開示の徹底も求められており、法人の基盤を強化することができます。さらに、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、認定を受ければ社会的な信頼も大きく増すこととなります。

NPO 法人みどり兵庫は、開設して 3 年が経過し、現時点ではこれらの基準をクリアーするには至っていませんが、実質的にはそれに近い実績を作ってきています。引き続きこれらの基準が安定的に確保できるように取り組みを強めながら、基準を満たすために会員形態、規程の見直しの検討を進めています。

次号では、みどり兵庫が「認定 NPO 法人」資格基準を取得するための到達点や規定見直し等について報告します。

事務局 平野太市

平成 28 年度第 1 回研修会報告

平成 28 年 8 月 24 日（水）、特別養護老人ホーム甲寿園会議室をお借りして NPO 法人みどり兵庫主催の研修会を開催しました。

「事例を通じて成年後見制度を活用した支援について学ぶ」をテーマに、深津居宅介護支援事業所課長でケアマネジャーの木村圭志氏と苦楽園居宅介護支援事業所ケアマネジャーの宇谷博文氏から在宅の高齢者の事例を、西宮すなご医療福祉センターケースワーカー係長の南條真弘氏から障害者入所施設西宮すなご医療福祉センターにおける成年後見制度の活用についての事例提供をいただき、成年後見制度の現状、意義、課題について学ぶことが出来ました。

最初に、甲山地域包括支援センターの社会福祉士、石戸俊也氏から成年後見制度の仕組みと活用の意義と方法について講義があり、事例報告の後、質疑を通じて明らかになった課題等についてまとめていただきました。

参加者は 25 名で、社会福祉士、ケアマネジャー、生活相談員、デイサービスの介護福祉士、現在、成年後見活動に従事されている方、ご家族などの参加がありました。

参加者からは、「専門職の後見人をたてることでバランスのとれた後見制度の利用が出来ることが理解できた」「法人後見の利点などわかりやすい内容で、是非、次回も参加したい」「事例検討で実践的な話を聞くことが出来て良かった」などの感想が寄せられました。また、事例提供者からは、「成年後見制度の復習をする良い機会になり、問題点も課題も様々だが、後見制度の理解に努め、より良い相談支援を実施していきたい」と決意を述べておられました。

最後に、みどり兵庫松岡運営委員長から、事例提供者及び研修参加者へのお礼の言葉が述べられた後、NPO 法人みどり兵庫が目指して取り組んでいる法人後見のあり方について説明し、今後、多様なニーズに応えていくためにみどり兵庫の会員への加入や後見従事者登録などの協力をお願いがありました。

運営委員 川内光子



運営委員自己紹介



NPO法人みどり兵庫の運営委員をしています、西宮すなご医療福祉センターの谷口健志です。日頃の皆様の暖かいご支援に感謝申し上げます。

私が所属する西宮すなご医療福祉センターでは、入所する利用者さんの多くに成年後見人が付いていらっしゃいます。ご家族が後見人という方もいらっしゃいますが、次第に高齢化し、第三者が後見人になる割合が増えています。

みどり兵庫は、後見人の役割として“財産管理”だけでなく“身上監護”に力を入れています。現在同センターにて、みどり兵庫がお二人の利用者さんの後見従事者していますが、定期的な面会や行事への参加を通して、良好な関係が築かれているように感じます。今ご家族が担っている身上監護の部分を、将来成年後見人が変わってからも引き継いで欲しい、というニーズをお持ちの方がいるように思います。これから多くの人にみどり兵庫の活動を知っていただくため、幅広い広報と、後見従事者の拡大が必要です。みなさまのご支援、よろしくお願いいたします。

運営委員 谷口健志



みどり兵庫事務職員紹介

はじめまして。平成28年7月より、中島恵美さんの後任として、事務を担当させていただいています赤堀佐代子です。長く商社に勤務していましたので、福祉関係の知識はありませんが、市民有志が高齢者のためのデイサービスを立ち上げる活動に参加したことや、一年半ほど大阪市の社会福祉協議会で事務職として勤務していた時に得た経験から、成年後見人の必要性に気づかされました。また、市民後見人として活動されている方のお話を聞く機会を得たことから、特に権利擁護の面から身上監護が大切だと思いました。

今回、事務のお手伝いのお話をいただき、身上監護を重視している『みどり兵庫』の活動に、少しでもお役に立てればと思います。

また、私自身勉強させていただく機会を与えてもらい、幸いだと思っています。『みどり兵庫』の活動が、障がい者や高齢者が個人として大切にされる社会につながって行くよう応援したい気持ちです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務員 赤堀佐代子



御寄付ありがとうございます

市川裕子 様 11万円

田中佳子 様 5万円



会員加入のお願い

特定非営利活動法人 みどり兵庫は、皆さまのご支援のもと、会費、寄付金、事業収入で運営しています。年間の会費は以下の通りです。ご協力よろしくお願いいたします。

・正会員 3,000円 ・賛助会員 2,000円 ・団体会員 10,000円

★後見申立人を必要とされる方がおられましたら、「みどり兵庫」にご相談ください。いつでもご相談に応じます。

★後見従事者を募集しています。

お気軽にお電話ください

TEL0798-78-2537

